

レンタカー車両ご利用のお客様へ

この度は、当社レンタカーをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

補償内容

本車両は、次の補償内容となっています。

対人	1名限度額	無制限
対物	1事故限度額	無制限（免責額0万円）
人身傷害	1名につき	3,000万円
車両	1事故限度額	時価額（免責額0万円）

※状況によっては、すべての補償を受けられない場合がございます。ウラ面をご確認ください。

休車補償

万一、レンタカー使用期間中事故を起こされたり、キズ（大小にかかわらず）をつけたりした場合は休車補償料を申し受けます。

休車補償料・・・ 本車両が修理している期間中、営業補償の一部としてノンオペレーションチャージが発生します。

自走可能な場合	20,000円
自走不可能な場合	50,000円

※いたずら、あて逃げによる被害もお客様のご負担になります

事故受付専用ダイヤル

損保ジャパン日本興亜株式会社

事故サポートセンター 0120-256-110

◆事故処理の手続きをするために

1. 事故証明は必ずお取りください
2. 速やかに受付センターへ事故報告をしてください
3. 運転者の免許証のコピーをお送りください
4. NOCをお支払いいただきます

故障・車両トラブルのときは

日本自動車連盟

JAFコールセンター 0570-00-8139

または「#8139」

GPS付携帯電話をお持ちの方は、こちらでもご利用できます。
携帯電話のカメラで右のQRコードを読み取ってください。



ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください

北星産業(株) カーレン金沢

TEL 076-248-1660

補償制度の適用について

以下の様な運転または状態で事故が発生した場合はすべての補償制度の適用が受けられません。

- 運転中にシートベルトを着用していなかった場合（チャイルドシートも含む）
- 事故現場から警察への届出を怠った場合（警察の事故証明が取得できない場合）
- 勝手に相手側と示談した場合
- 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- 貸渡期間を無断延長して事故を起こした場合
- 契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故
- 飲酒運転
- 無免許運転
- 盗難によって生じた車両損害
- 定員をオーバーして走行した場合
- 海岸、河川敷または林間など車道以外を走行した場合（維持・管理された道路以外での事故）
- 使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐蝕の補修費
- 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- お客様の所有、使用、管理する車両などとの事故によるレンタカーの車両損害
- 営業店内でレンタカーや看板などを破損した場合
- 操作ミスによる故障
- 車内装備の損害
- タイヤチェーン、スキーキャリアなどによるキズ
- タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失
- 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- その他保険約款の免責事項に該当する事故